

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 16 日（火）第 652 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 1
○令和 7 年度自衛官の募集（危機管理課取扱い） 1

公 告

- 鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告（雇用労政課取扱い） 2
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
始良市北山字女夫石3171番1，3171番2，3173番（次の図に示す部分に限る。），3175番2，3175番3（次の図に示す部分に限る。），3175番9，3177番2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第574号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和 7 年度第 3 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
一般曹候補生
- 2 募集期間
令和 7 年 9 月 16 日から同年 11 月 21 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 第 1 次試験（筆記試験及び適性検査）
令和 7 年 11 月 29 日から同年 12 月 4 日のうち指定する 1 日
 - (2) 第 2 次試験（口述試験及び身体検査）
令和 8 年 1 月 8 日から同月 9 日のうち指定する 1 日
- 4 応募資格
 - (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者
 - (2) 32 歳の者は、採用予定月（令和 8 年 3 月）の末日現在において、33 歳に達していない者
- 5 試験場
 - (1) 1 次試験（簡易テストセンター）

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2
鹿児島県大島支庁	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号
 - (2) 2 次試験

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49
（予備：陸上自衛隊国分駐屯地）	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号
- 6 その他
詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号 099-253-8920）に問い合わせること。

公 告

鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

第 49 期鹿児島県労働委員会の労働者委員が欠けることに伴い、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 19 条の 12 第 3 項の規定により、第 49 期鹿児島県労働委員会の労働者委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、労働組合に対して次により労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 推薦資格を有する労働組合
鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けている労働組合であること。
- 2 被推薦者の資格
労働組合法第 19 条の 12 第 6 項において準用する同法第 19 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第 49 期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員の任期
任命の日から令和 8 年 6 月 30 日まで
- 4 推薦に基づき任命する労働者委員の補欠委員の人数
1 人
- 5 推薦手続
労働者委員の補欠委員候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）に提出すること。

- (1) 労働者委員補欠委員候補者推薦書（別記第 1 号様式）
 - (2) 履歴書（別記第 2 号様式）
 - (3) 労働組合法施行令第 21 条第 3 項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には 10 日間程度の期間を要する。）
- 6 推薦書類の受付期間
- 令和 7 年 9 月 16 日（火）から同年 10 月 27 日（月）まで（県の休日を除く。）とし，受付期間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- なお，送付の方法により提出する場合は，令和 7 年 10 月 27 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記
第 1 号様式

労働者委員補欠委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
労働組合名
代表者氏名

第49期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 名 及びその者の地位	所 属 職 場 及 び その者の地位	略 歴

第 2 号様式

履 歴 書

ふ り が な 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

伊佐市大口上町18番1，18番2，22番1，22番2，22番3，22番4の一部，79番の一部及び81番の一部

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 伊佐市大口上町18番1の一部，18番2の一部，22番1の一部，22番2の一部，22番3の一部，22番4の一部，79番の一部及び81番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

伊佐市大口里1888番地

伊佐市長 橋本欣也

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第34号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表に次のように加える。

240	住宅型有料老人ホーム本名の郷	鹿児島市本名町1083番地2
-----	----------------	----------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第96号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ファインプレー H 3	マルホン工業株式会社	5P1020
ぱちんこ遊技機	P リングにかける 1 L M	株式会社ニューギン	5P0704
ぱちんこ遊技機	P A 野生の王国 6 N 2	株式会社ニューギン	510406
ぱちんこ遊技機	e 地獄少女 7 5 0 0 V e r . R H Z	株式会社オレンジ	510656
ぱちんこ遊技機	P A 海物語極ジャパン H B D	株式会社三洋物産	5P0531
ぱちんこ遊技機	e 北斗の拳 1 1 暴凶星 S H E A	サミー株式会社	510581
ぱちんこ遊技機	e 真北斗無双 5 夢幻闘双 S C E A	サミー株式会社	510595